電気用品調査委員会
平成 30 年 3 月 19 日
資料 No.　3-11

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	JIS　C　9335-2-XXX 原案作成委員会
事務局	電気床暖房工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-XXX（20XX）
対応国際規格番号（版）	なし
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-204 部：床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電熱ボード（床上で使用）
廃止する基準及び有効期間	

＜審議中に問題となったこと＞

この規格の改正審議で問題となった主な事項は，次のとおりである。

a)　**適用範囲**（箇条 **1**）

1)　旧規格では，0.5 m^2 を超える電熱マットが適用範囲に入っていたが，国内需要がなくなったことから，このまま適用範囲の残すことの妥当性について審議した。その結果，国内需要がなくなったため，適用範囲から削除した。

2)　旧規格では，この規格の適用範囲は，“床の上に置く形の電熱ボード”を意図していたが，弊会が主流としている“床構造内に設置する電熱ボード”は，適用範囲に入っていなかった。現在，この“床構造内に設置する電熱ボード”は，電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第八を適用している。今回の改正作業で，この規格の適用範囲に入れることを意図し，改正作業を進めたが，構造上の違い（床上に置くもの，及び床構造内に設置するもの）から次の要求事項が異なっており，課題として明らかになった。審議した結果，この規格の適用範囲に入れることを断念した。

3)　現行では適用範囲外として区分されているため，今回は議論をしていないが，足下を暖める目的が同じということで，**JIS C 9335**-2-81 への統合や，その他関連するものがあれば JIS の統廃合も次回検討すべきという意見もあった。

b)　**引用している図**（**図 101** 及び**図 102**）　旧規格で引用している**図 101** 及び**図 102** について，今回の改正で，旧規格を確認した結果，何かの手違いで図が添付されていなかった。旧規格制定時に主に制定に携わった関係者に確認したところ，電気用品の技術基準の解説（出版元：一般社団法人日本電気協会）からの引用であることが判明した。この規格を改正するに当たって，**図 101** 及び**図 102** が必要か否かを審議した。委員会審議で，この図は，発熱部の面積を測定するときに例として用いているため，必要との結論となった。したがって，この規格では，改正後も引用することとした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

国際規格なし

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

a) **規格名**　旧規格では，電気用品名を規格の名称としていたが，今回の改正で，床構造内に設置する電熱ボードを適用外としたため，規格名を変更した。

b) **電熱マット及び感熱線**（箇条 **3**）　0.5 m^2 を超える電熱マットを適用範囲から削除したため，関連する用語の定義を削除した。感熱線は，**JIS C 9335-1　3.7.1A** に記載がある。

c) **試験に用いる試料**（**5.2**）　0.5 m^2 を超える電熱マットを適用範囲から削除したため，関連する規定を変更又は削除した。**取扱説明書への記載**（**7.12.1**），**じゅうたん状のものの温度測定**（**11.3**），**漏えい電流の測定方法**（**13.2** 及び **16.2**），**異常運転**（**19.2**），**折り畳みに関する機械的強度**（**21.101**）及び**構造**（**22.104**）も同じである。

d) **水に対する分類**（**6.2**）　床面で使用する製品であるため，**JIS C 9335-2-71**（動物用ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項），**JIS C 9335-2-106**（電気カーペット及び取り外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項）を考慮し，**JIS C 9335-2-106** の内容と合せて規定した。木質系については水没すると，反りや腐食などが考えられ，取り換えが必要となることから，IPX7 までの性能は必要ないという意見はあったが，台所等で使用する場合に大きく水がかかるケースは考えられ，製品として使えなくなるとしても漏電やその他の被害は防ぐ必要があると考えたために，同基準とした。

e) **温度試験の条件**（**11.1**）　温度試験の周囲温度の条件として，**JIS C 9335-2-106**（電気カーペット及び取り外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項）に合わせて規定した。

f) **機器表面の温度上昇**（**11.8**）　温度上昇値の“40 K”を“22 K”に変更した。

g) **機械的強度**（**21.101**）　可とう性のあるものに必要な基準は削除し，可とう性のないものに関する基準を追加した。**JIS C 9335-2-106**（電気カーペット及び取り外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項）21.105A をベースにしたが，適合性は箇条 11 ではなく，電気用品を考慮し 13.3　絶縁耐力とした。合わせて図 103 掲載の必要が無くなり削除した。

h) **必要な構成部材の供給**（**24.102**）　この規格に適合するために必要な構成部材の供給を規定した。

i) **電源への接続手段**（**25.1**）　電源への接続手段を明確に規定した。